

＜ショートステイ料金表＞（自己負担 1割）

ショートステイぽぷら

別紙①

令和2年4月1日～

要介護度	基本料金 (1日)	サービス提供 体制強化 加算(Ⅱ)	機能訓練 加算	看護体制 加算(Ⅰ)	夜勤職員 配置加算	緊急短期入 所受入加算	介護保険 給付費用 小計(1日)	処遇改善 加算Ⅰ 所定単位数の 83/1000	特定処遇改善 加算Ⅱ 所定単位数の 23/1000	地域区分 草津市:5級地 (小計)	食材料費 (1日)	おやつ代	滞在費 (1日)	1日の利用料金 (合計)
要支援1	514	6	12	なし	なし	90	622	52	15	727	1,680	100	3,120	5,627
要支援2	638	6	12	なし	なし	90	746	62	18	872	1,680	100	3,120	5,772
要介護1	684	6	12	4	18	90	814	68	19	951	1,680	100	3,120	5,851
要介護2	751	6	12	4	18	90	881	74	21	1,030	1,680	100	3,120	5,930
要介護3	824	6	12	4	18	90	954	80	22	1,115	1,680	100	3,120	6,015
要介護4	892	6	12	4	18	90	1,022	85	24	1,194	1,680	100	3,120	6,094
要介護5	959	6	12	4	18	90	1,089	91	26	1,273	1,680	100	3,120	6,173

※食事代(1,680円)は、各食事ごとの値段設定となります(減免制度の場合除く)。(朝食⇒340円・昼食⇒730円・夕食⇒610円)

※おやつ代(100円/1日)は、当日AM10:00までにおやつを提供をキャンセルされた場合は頂きません。

※送迎加算(片道:184単位) ご自宅と施設間を送迎した場合、片道184単位(処遇改善加算・地域区分単価で計算すると、片道211円)必要となります。

★介護職員処遇改善加算★ ご利用者に直接かかわる介護職員の処遇を改善するために設定されたものです。

等事業所が次(下記)の要件を満たしている場合に加算されます。

加算Ⅰ 下記のA～Dを満たしている場合 8.3% 加算 (区分支給限度基準額には含まれません)

A	① 介護職員任用の際における職位・職責又は職務内容等に応じた任用等要件を定めている ② ①に応じた賃金体系について定めている ③ ①②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している
B	④ 介護職員との意見交換を踏まえた資質向上の為に計画がある⇒介護職員が技術・能力の向上につとめる ⑤ 実現の為に具体的な取り組みがある ⇒ 研修会の提供・技術指導を実施等
C	⑥ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている
D	処遇全般・教育研修・職場環境の整備、改善など

★地域区分と介護報酬1単位当たりの単価

地域区分 草津市5級地 (1単位につき 10.55円)

※ 事業所所在地を勘案し設定されているもの。

※ 地域ごとに区分を設定し1単位当たりの金額を定められたもので、草津市は5級地 となります(1単位:10.55円)

★介護職員処遇改善加算★ 介護施設で働く職員の処遇を改善するために設定されたものです。

等事業所が次(下記)の要件を満たしている場合に加算されます。

加算Ⅱ 下記の要件を満たしている場合 2.3% 加算 (区分支給限度基準額には含まれません)

○現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること

○介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること

○介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

<ショートステイ料金表> (自己負担 2割)

ショートステイぽぷら

別紙①

令和2年 4月1日 ~

要介護度	基本料金 (1日)	サービス提供 体制強化 加算(Ⅱ)	機能訓練 加算	看護体制 加算(Ⅰ)	夜勤職員 配置加算	緊急短期入 所受入加算	介護保険 給付費用 小計(1日)	処遇改善 加算Ⅰ 所定単位数の 83/1000	特定処遇改善 加算Ⅱ 所定単位数の 23/1000	地域区分 草津市:5級地 (小計)	食材料費 (1日)	おやつ代	滞在費 (1日)	1日の利用料金 (合計)
要支援1	1028	12	24	なし	なし	180	1,244	104	29	1,453	1,680	100	3,120	6,353
要支援2	1276	12	24	なし	なし	180	1,492	124	35	1,742	1,680	100	3,120	6,642
要介護1	1368	12	24	8	36	180	1,628	136	38	1,902	1,680	100	3,120	6,802
要介護2	1502	12	24	8	36	180	1,762	147	41	2,058	1,680	100	3,120	6,958
要介護3	1,648	12	24	8	36	180	1,908	159	44	2,228	1,680	100	3,120	7,128
要介護4	1,784	12	24	8	36	180	2,044	170	48	2,387	1,680	100	3,120	7,287
要介護5	1,918	12	24	8	36	180	2,178	181	51	2,543	1,680	100	3,120	7,443

※食事代(1,680円)は、各食事ごとの値段設定となります(減免制度の場合除く)。(朝食⇒340円・昼食⇒730円・夕食⇒610円)

※おやつ代(100円/1日)は、当日AM10:00までにおやつを提供をキャンセルされた場合は頂きません。

※送迎加算(片道:184単位) ご自宅と施設間を送迎した場合、片道184単位(処遇改善加算・地域区分単価で計算すると、片道211円)必要となります。

★介護職員処遇改善加算★ ご利用者に直接かかわる介護職員の処遇を改善するために設定されたものです。

等事業所が次(下記)の要件を満たしている場合に加算されます。

加算Ⅰ 下記のA~Dを満たしている場合 8.3%加算 (区分支給限度基準額には含まれません)

A	① 介護職員任用の際における職位・職責又は職務内容等に応じた任用等要件を定めている
	② ①に応じた賃金体系について定めている
	③ ①②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している
B	④ 介護職員との意見交換を踏まえた資質向上の為に計画がある⇒介護職員が技術・能力の向上につとめる
	⑤ 実現の為に具体的な取り組みがある ⇒ 研修会の提供・技術指導を実施等
C	⑥ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けている
D	処遇全般・教育研修・職場環境の整備、改善など

★地域区分と介護報酬1単位当たりの単価

地域区分 草津市5級地 (1単位につき 10.55円)

※ 事業所所在地を勘案し設定されているもの。

※ 地域ごとに区分を設定し1単位当たりの金額を定められたもので、草津市は5級地 となります(1単位:10.55円)

★介護職員処遇改善加算★ 介護施設で働く職員の処遇を改善するために設定されたものです。

等事業所が次(下記)の要件を満たしている場合に加算されます。

加算Ⅱ 下記の要件を満たしている場合 2.3%加算 (区分支給限度基準額には含まれません)

○現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること

○介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること

○介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

<ショートステイ料金表(負担限度額認定証がある方)>

ショートステイぼぶら

別紙①

令和1年 10月1日 ~

要介護度	基本料金 (1日)	サービス提供 体制強化 加算(Ⅱ)	機能訓練加算	看護体制 加算(Ⅰ)	夜勤職員 配置加算	緊急短期入 所受入加算	介護保険 給付費用 合計(1日)	処遇改善 加算Ⅰ 所定単位数の 83/1000	特定処遇改善 加算Ⅱ 所定単位数の 23/1000	地域区分 草津市:5級地 (小計)	負担限 度額 段階	食費 負担額 (1日)	潜在費 負担額 (1日)	おやつ代 (1日)	1日の利用料金 (合計)
要支援1	514	6	12	なし	なし	90	622	52	15	727	第1段階	300	820	100	1,947
											第2段階	390	820	100	2,037
											第3段階	650	1,310	100	2,787
要支援2	638	6	12	なし	なし	90	746	62	18	872	第1段階	300	820	100	2,092
											第2段階	390	820	100	2,182
											第3段階	650	1,310	100	2,932
要介護1	684	6	12	4	18	90	814	68	19	951	第1段階	300	820	100	2,171
											第2段階	390	820	100	2,261
											第3段階	650	1,310	100	3,011
要介護2	751	6	12	4	18	90	881	74	21	1,030	第1段階	300	820	100	2,250
											第2段階	390	820	100	2,340
											第3段階	650	1,310	100	3,090
要介護3	824	6	12	4	18	90	954	80	22	1,115	第1段階	300	820	100	2,335
											第2段階	390	820	100	2,425
											第3段階	650	1,310	100	3,175
要介護4	892	6	12	4	18	90	1,022	85	24	1,194	第1段階	300	820	100	2,414
											第2段階	390	820	100	2,504
											第3段階	650	1,310	100	3,254
要介護5	959	6	12	4	18	90	1,089	91	26	1,273	第1段階	300	820	100	2,493
											第2段階	390	820	100	2,583
											第3段階	650	1,310	100	3,333

※おやつ代(100円/1日)は、当日AM10:00 までにおやつを提供をキャンセルされた場合は頂きません。

※送迎加算(片道:184単位) ご自宅と施設間を送迎した場合、片道184単位(処遇改善加算・地域区分単価で計算すると、片道211円)必要となります。

★介護職員処遇改善加算★ ご利用者に関わる介護職員の処遇を改善する為に設定されたものです。

等事業所が次(下記)の要件を満たしている場合に加算されます。

加算Ⅰ 下記のA~Dを満たしている場合 **8.3%**加算

(区分支給限度基準額には含まれません)

A	① 介護職員任用における職位・職責又は職務内容等に応じた任用等要件を定めている ② ①に応じた賃金体系について定めている ③ ①②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している
B	④ 介護職員との意見交換を踏まえた資質向上の為の計画がある⇒介護職員が技術・能力の向上につとめる ⑤ 実現の為の具体的な取り組みがある ⇒ 研修会の提供・技術指導を実施等
C	⑥ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている
D	処遇全般・教育研修・職場環境の整備、改善など

★地域区分と介護報酬1単位当たりの単価

地域区分 草津市5級地 (1単位につき 10.55円)

※ 事業所所在地を勘案し設定されているもの。

※ 地域ごとに区分を設定し1単位当たりの金額を定められたもので、草津市は5級地 となります(1単位:10.55円)

★介護職員処遇改善加算★ 介護施設で働く職員の処遇を改善するために設定されたものです。

等事業所が次(下記)の要件を満たしている場合に加算されます。

加算Ⅱ 下記の要件を満たしている場合 **2.3%**加算 (区分支給限度基準額には含まれません)

- 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること
- 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること
- 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

<ショートステイ料金表> (自己負担 3割)

ショートステイぽぷら

別紙①

令和2年4月1日 ~

要介護度	基本料金 (1日)	サービス提供 体制強化 加算(Ⅱ)	機能訓練加算	看護体制 加算(Ⅰ)	夜勤職員 配置加算	緊急短期入所 受入加算	介護保険 給付費用 小計(1日)	処遇改善 加算Ⅰ 所定単位数の 83/1000	特定処遇改善 加算Ⅱ 所定単位数の 23/1000	地域区分 草津市:5級地 (小計)	食材料費 (1日)	おやつ代	滞在費 (1日)	1日の利用料金 (合計)
要支援1	1542	18	36	なし	なし	270	1,866	155	43	2,014	1,680	100	3,120	6,914
要支援2	1914	18	36	なし	なし	270	2,238	186	52	2,416	1,680	100	3,120	7,316
要介護1	2052	18	36	12	54	270	2,442	203	57	2,637	1,680	100	3,120	7,537
要介護2	2253	18	36	12	54	270	2,643	220	61	2,853	1,680	100	3,120	7,753
要介護3	2,472	18	36	12	54	270	2,862	238	66	3,090	1,680	100	3,120	7,990
要介護4	2,676	18	36	12	54	270	3,066	255	71	3,310	1,680	100	3,120	8,210
要介護5	2,877	18	36	12	54	270	3,267	272	76	3,527	1,680	100	3,120	8,427

※食事代(1,680円)は、各食事ごとの値段設定となります(減免制度の場合除く)。(朝食⇒340円・昼食⇒730円・夕食⇒610円)

※おやつ代(100円/1日)は、当日AM10:00までにおやつを提供をキャンセルされた場合は頂きません。

※送迎加算(片道:184単位) ご自宅と施設間を送迎した場合、片道184単位(処遇改善加算・地域区分単価で計算すると、片道211円)必要となります。

★介護職員処遇改善加算★ ご利用者に直接かかわる介護職員の処遇を改善するために設定されたものです。

等事業所が次(下記)の要件を満たしている場合に加算されます。

加算Ⅰ 下記のA~Dを満たしている場合 8.3%加算 (区分支給限度基準額には含まれません)

A	① 介護職員任用の際における職位・職責又は職務内容等に応じた任用等要件を定めている ② ①に応じた賃金体系について定めている ③ ①②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している
B	④ 介護職員との意見交換を踏まえた資質向上の為に計画がある⇒介護職員が技術・能力の向上につとめる ⑤ 実現の為に具体的な取り組みがある ⇒ 研修会の提供・技術指導を実施等
C	⑥ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている
D	処遇全般・教育研修・職場環境の整備、改善など

★地域区分と介護報酬1単位当たりの単価

地域区分 草津市5級地 (1単位につき 10.55円)

※ 事業所所在地を勘案し設定されているもの。

※ 地域ごとに区分を設定し1単位当たりの金額を定められたもので、草津市は5級地 となります(1単位:10.55円)

★介護職員処遇改善加算★ 介護施設で働く職員の処遇を改善するために設定されたものです。

等事業所が次(下記)の要件を満たしている場合に加算されます。

加算Ⅱ 下記の要件を満たしている場合 2.3%加算 (区分支給限度基準額には含まれません)

○現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること

○介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること

○介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

その他の介護報酬加算利用料金表

ショートステイばぶら

* 下記の加算は、発生時に加算されるものです。

加算項目	加算内容のご説明	1割負担額/日
療養食加算	医師の発行する食事箋に基づき、適切な栄養量及び糖尿病食等特別な内容を有する食事を提供した場合に算定します。 1日単位で評価を行っている現行の取扱いを改め、1日3食を限度とし、1食を1回として算定します。	8単位/回
若年性認知症利用者受け入れ加算	若年性認知症利用者をご利用された場合に算定されます。	120単位
送迎加算	ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。通常事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費(通常の事業実施地域を超えた地点から10km未満は片道300円、10km以上は片道600円)をご負担頂きます。	184単位(片道)
医療連携強化加算	急変の予想や早期発見等の為に看護職員による定期的な巡回(おおむね1日3回以上の頻度)や、主治医との連絡がとれない等の場合における対応に係る取り決めを事前に行う等の要件を満たした場合に加算されます。	58単位
緊急受入体制加算	認知機能障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状があり、医師が判断した場合に算定されます。	200単位 (7日間限度)

加算項目のご説明

加算項目	ご説明	
サービス提供体制強化加算 I	要介護度の高い高齢者を中心とした生活重視型施設としての位置づけを踏まえ、介護が困難なものに対する質の高いケアを実施する観点から、ショートステイ専属職員の50%以上が介護福祉士資格を取得している場合に加算されます。	
サービス提供体制強化加算 II	要介護度の高い高齢者を中心とした生活重視型施設としての位置づけを踏まえ、介護が困難なものに対する質の高いケアを実施する観点から、ショートステイ専属職員(看護・介護職員)の75%以上が常勤職員の場合に加算されます。	
夜勤職員配置加算	要介護度の高い高齢者を中心とした生活重視型施設としての位置づけを踏まえ、介護が困難なものに対する質の高いケアを実施する観点から、基準を上回る夜勤職員を配置している場合に加算されます。	
看護体制加算 I	入所者の重度化等に伴う医療ニーズに対応する観点から常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。	
看護体制加算 II	上記看護体制加算 I の算定要件に加え、プラス1人以上看護職員を配置しており、かつ協力病院等との連携により、24時間の連絡体制を確保している場合に算定されます。	
療養食加算	医師の発行する食事箋に基づき、適切な栄養量及び糖尿病食等特別な内容を有する食事を提供した場合に算定します。	
若年性認知症利用者受け入れ加算	若年性認知症利用者をご利用された場合に算定されます。	
緊急受入体制加算	認知機能障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状があり、医師が判断した場合に算定されます。	
送迎加算	ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。	
機能訓練指導員配置体制加算	機能訓練指導員の職務に従事するものを常勤換算で1名以上配置している場合に算定されます。	
介護職員処遇改善加算 I	利用者様に直接関わる介護職員の処遇を改善するために設定されたもので、当事業所が次の要件を満たしている場合に加算される。(区分支給限度基準額には含まれない)下記のA～Dの条件を満たしている場合に加算される。 (A) ①介護職員任用における職位・職責または職務内容等に応じた任用等要件を定めている。 ②①に(応じた賃金体系について定めている。 ③①②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。 (B) ④介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための計画がある⇒介護職員が技術・能力の向上に努める。 ⑤実現のための具体的な取り組みがある⇒研修会の提供・技術指導の実施等 (C) ⑥ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている (D) 処遇全般・教育研修・職場環境の整備・改善など	所定単位の 83/1000
介護職員等特定処遇改善加算 II	介護施設で働く職員の処遇を改善する為に設定されたもので、当事業所が次の要件を満たしている場合に加算される。 (区分支給限度基準額には含まれない) ○現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること ○介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること ○介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること	所定単位の 27/1000

その他介護保険サービス外の利用実費負担

加算項目	加算内容のご説明	ご負担額
理美容サービス	理美容サービスをご希望された場合	実費相当額 (2,100円～)
貴重品管理サービス	金銭などの管理を施設に依頼された場合	1ヶ月 1,000円
レクレーション・行事参加実費	レクレーション・行事等に参加された場合	実費相当額
複写物の交付	複写物や証明書類などが必要になった場合	1枚10円/ 証明1通1500円 (+消費税)
特別な食事	通常の食事とは別に提供された場合	実費相当額
ご家族宿泊費	ご希望によるご家族のご宿泊の場合	実費相当額 (1日1,500円 (+消費税)～)
電化製品持込費	居室内への電化製品持込の場合	機種別による

1. 高額介護サービス費の支給について

要介護等認定者の1ヶ月に支払った利用者負担額(通常は介護費用の1割負担相当分)が、一定の上限額を超えた場合は、高額介護サービス費として支給されます。なお、世帯に複数の利用者がある場合は、世帯のすべての利用者の月々の1割負担を合算します。

■自己負担の上限額

区分	区分内容	自己負担上限額
第1段階	高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税生活保護受給者等	15,000円
第2段階	世帯全員が市民税非課税の方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	
第3段階	世帯全員が市民税非課税の方で、第1段階及び、第2段階以外の方等	24,600円
第4段階～	前1～3段階以外の方	37,200円

2. 施設入所による「居住費・食費」の負担限度額

介護老人福祉施設の入所や、ショートステイ(短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護)の利用時に所得の低い方の負担が重くならないよう『居住費』・『食費』に負担限度額を設定します。なお、負担限度額は所得状況等により設定された「利用者負担段階」によって異なります。また、軽減を受けるには申請が必要となりますので、草津市役所介護高齢課にてお手続きください。

区分	居住費	食費
第1段階	820円	300円
第2段階	820円	390円
第3段階	1,310円	650円
第4段階	3,120円	1,680円

3. 高齢者夫婦世帯などの軽減

利用者負担第4段階の高齢夫婦世帯などで一方が入所し、在宅で生活される配偶者の収入が一定額以下となる場合などに、以下の全ての要件に該当する場合は居住費(滞在費)・食費が引き下げられます。

- 1 市民税課税者がいる高齢夫婦等の世帯(単身者は含まない)
- 2 世帯員が、「ユニット型個室」「ユニット型準個室」「従来型個室」に入り、利用者負担段階第4段階の居住費・食費を負担している
- 3 世帯の年間収入から、施設の利用者負担を差し引いた額が80万円以下
- 4 世帯の預貯金等の額が450万円以下
- 5 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
- 6 介護保険料を滞納していない